福祉用具ヒヤリハット情報

Case：428

許容範囲を超える急坂を警告灯表示を無視して下り転倒した

場面の説明

山中の急坂で、電動車いすの許容を超える急坂を下りる際、警告表示に従わず、速度設定も低速にしなかったことで転倒してしまう



利用シーン	移動 外出
主な利用場所	坂道
介護保険の種目	車いす
分類コード(CCTA95)	122124(電動三輪車・電動四輪車)
介護テクノロジー	－
二次元バーコード	

解説

山中の急坂で、電動車いすの許容傾斜を超える坂を下る際、警告表示に従わず、低速設定にもしなかったことで転倒した事例です。一般にハンドル型電動車いすの許容傾斜は約10度とされており、それを超える坂道での走行は避ける必要があります。下り坂では速度を低く設定し、警告灯やブザーの指示に従うことが重要です。また、用具提供事業者は利用経路の事前確認を行い、走行環境を把握することが事故防止につながります。

参考要因

人：警報音が鳴っても「これくらいは大丈夫」と過信してしまった
人：聴力が弱く警告音が聞き取りづらかった
環境：山中の悪路であったが、ほかに迂回できる安全な経路が無かった
管理：納品時、担当者が坂道走行の注意点や警告音について説明していなかった

Copyright 2000-2012 Association for Technical Aids, Inc. All rights reserved.